

後期高齢者医療制度

保険料率の見直しについて

皆さんにご負担いただく保険料は2年ごとに見直すことになっています。

お知らせ

保険料率が変わりました

均等割

H24・25年度
年額 47,709円

H26・27年度
年額 51,472円
(3,763円増)

所得割

H24・25年度
10.61%

H26・27年度
10.52%
(0.09ポイント減)

賦課限度額

H24・25年度
55万円

H26・27年度
57万円
(2万円増)

平成26年度保険料の計算方法

均等割【1人あたりの額】

所得割【本人の所得に応じた額】

1年間の保険料



$$51,472円 + (平成25年中の所得 - 33万円) \times 10.52\% =$$

(100円未満切り捨て)《上限額:57万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。



安心じゃ

保険料の軽減

1 均等割の軽減《世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります》

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26年度年額 (前年度比)
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 5,147円 (約400円増)
33万円	8.5割軽減	年額 7,720円 (約600円増)
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	年額25,736円 (約1,900円増)
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額41,177円 (約3,000円増)

2 所得割の軽減《被保険者個人の所得で判定します》

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

年間保険料額の例

●単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増
153万円	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	—	104,200円	7,100円減
214万円	—	—	115,600円	3,200円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫・妻	9割	—	5,100円	400円増
153万円	夫・妻	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	夫・妻	8.5割	5割	15,600円	500円増
			—	7,700円	600円増
211万円	夫・妻	5割	5割	56,200円	12,700円減
			—	25,700円	12,400円減
217万円	夫・妻	5割	—	93,000円	13,000円減
			—	25,700円	12,400円減
238万円	夫・妻	2割	—	130,500円	2,200円増
			—	41,100円	3,000円増
258万円	夫・妻	2割	—	151,600円	7,500円減
			—	41,100円	6,600円減
259万円	夫・妻	—	—	162,900円	2,800円増
			—	51,400円	3,700円増

後期高齢者
医療制度
に関する
お問合せは

■保険料の決定に関すること
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601

赤平市役所市民生活課
■保険料について…国保賦課徴収係
■資格・給付について…医療保険係
☎32-2214